

参 考 資 料

令 和 3 年 6 月

市 議 会 定 例 会

目 次

| | 内 容 | 頁 |
|----------|-----------------------------------|----|
| 議案第 38 号 | 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正 | 1 |
| 議案第 39 号 | 寝屋川市固定資産評価審査委員会条例の一部改正 | 3 |
| 議案第 40 号 | 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正 | 5 |
| 議案第 41 号 | 寝屋川市税条例等の一部改正 | 8 |
| 議案第 42 号 | 寝屋川市手数料条例の一部改正 | 18 |
| 議案第 43 号 | 寝屋川市営住宅条例の一部改正 | 20 |
| 議案第 44 号 | 寝屋川市立図書館条例の制定 | 23 |

(議案第 38 号関係)

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例の一部改正

1 改正理由

『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律』の改正に伴い、引用条項に関する規定の整理を行うため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 趣旨及び特定個人情報の提供(第1条関係及び第5条関係)

『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律』の改正に伴い、同法の引用条項について整理を行う。

(2) 附則

施行期日 令和3年9月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

No.1

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に必要事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第11号の規定により特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる寝屋川市の執行機関が、同表の第3欄に掲げる寝屋川市の執行機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる寝屋川市の執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和3年9月1日から施行する。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供に必要事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第10号の規定により特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる寝屋川市の執行機関が、同表の第3欄に掲げる寝屋川市の執行機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる寝屋川市の執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p> |

(議案第 39 号関係)

寝屋川市固定資産評価審査委員会条例の 一部改正

1 改正理由

固定資産評価審査委員会に対する審査の申出（固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出）に係る書類への押印の見直しを行うため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 審査の申出（第4条関係）

審査申出書への押印を不要とする。〔押印についての規定を削る。〕

(2) 口頭審理（第8条関係）

口述書（口頭審理を行う場合において関係者が提出する口述書）への署名押印を不要とする。〔署名押印について規定する部分を削る。〕

(3) 附則

施行期日 公布の日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市固定資産評価審査委員会条例

No. 1

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(審査の申出) 第4条 (略) 2・3 (略) (削る)</p> <p>4・5 (略) (口頭審理) 第8条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならぬ。</p> <p>(1)～(3) (略) 6～8 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> | <p>(審査の申出) 第4条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 <u>審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の 社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選し たときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理 人)が押印しなければならない。</u></p> <p>5・6 (略) (口頭審理) 第8条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次の各号に掲げる事項を記載し、提出 者がこれに署名押印しなければならぬ。</p> <p>(1)～(3) (略) 6～8 (略)</p> |

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正

1 改正理由

サービスの宣誓に係る「宣誓書」への押印の見直しを行うに当たり、所要の規定の整備を行うため、一部改正を行う。

※ 現行の『職員のサービスの宣誓に関する条例』及び『公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例』を統合して、『職員等のサービスの宣誓に関する条例』とし、当該「宣誓書」の様式については、任命権者が定めることとする。〔任命権者の定める「宣誓書」の様式において、押印を求めないこととする。〕

2 主な改正内容

(1) 題名

題名を『職員等のサービスの宣誓に関する条例』とする。

(2) サービスの宣誓 (第2条関係)

新たに職員等(職員又は公平委員会の委員)となった者は、任命権者の定める「宣誓書」に署名してからでなければ、その職務を行ってはならないこととする。

(3) 附則

ア 施行期日

公布の日

イ 『公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例』の廃止

現行の『公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例』は、廃止する。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

職員の服務の宣誓に関する条例

No. 1

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>職員等の服務の宣誓に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条(同法第9条の2第12項において準用する場合を含む。)</u>の規定に基づき、<u>職員(公平委員会の委員を含む。以下「職員等」という。)</u>の<u>服務の宣誓</u>に関し<u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(服務の宣誓)</p> <p>第2条 <u>新たに職員等となった者は、任命権者の定めるに署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。</u></p> <p>(権限の委任)</p> <p>第3条 この条例に定めるものを除くほか、<u>職員等の服務の宣誓</u>に関し <u>必要な事項は、任命権者が定める。</u></p> <p>(削る)</p> | <p>職員<u>の</u>服務の宣誓に関する条例</p> <p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条の規定に基づき、職員</u>の<u>服務の宣誓</u>について<u>必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>(服務の宣誓)</p> <p>第2条 <u>新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行なつてはならない。</u></p> <p>(権限の委任)</p> <p>第3条 この条例に定めるものを除くほか、<u>職員</u>の<u>服務の宣誓</u>について<u>必要な事項は、任命権者が定める。</u></p> <p>別記様式</p> <p>宣誓書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は地方自治の本旨を体すとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、一部の奉仕者たることを排し全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|-------------------------------------|
| <p>附則 (施行期日)</p> <ol style="list-style-type: none">1 この条例は、公布の日から施行する。 (公平委員会の委員の職務の宣誓に関する条例の廃止)2 公平委員会の委員の職務の宣誓に関する条例(昭和42年寝屋川市条例第25号)は、廃止する。 | <p>年月日</p> <p>氏名</p> <p>印</p> <hr/> |

寝屋川市税条例等の一部改正

1 改正理由

『地方税法』の改正に伴い、「個人の市民税の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族」などに関する規定の整備を行う等のため、一部改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 『寝屋川市税条例』の一部改正〔第1条〕

① 市民税

ア 個人の市民税の均等割及び所得割の非課税の範囲（第15条関係及び附則第6条関係）並びに個人の均等割の税率の軽減（第19条関係）

個人の市民税（均等割及び所得割）の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族から「年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族であって、留学による者や障害者などに該当しないもの」を除外する。

また、個人の市民税（均等割）の税率の軽減の判定の基礎となる扶養親族の取扱いについても、同様とする。

※ 令和2年度税制改正において、「扶養控除」における国外居住親族の取扱いの見直しが行われたことを踏まえ、非課税限度額等についても同様の見直しを行う。

イ 寄附金税額控除（第24条の2関係）

寄附金税額控除について、その対象となる寄附金（公益の増進に著しく寄与する所定の法人の「主たる目的である業務に関連する寄附金」）から「出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金」を除外する。

※ 所得税法における寄付金控除の見直しと同様の見直しを行う。

ウ 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（附則第7条関係）

特定一般用医薬品等購入費（一般用医薬品等のうち、医療用から転用された医薬品の購入費）を支払った場合の医療費控除の特例について、適用期限を令和9年度分の個人の市民税まで延長する。

② 固定資産税

ア 法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合（附則第14条関係）

雨水貯留浸透施設（『特定都市河川浸水被害対策法』又は『下水道法』に規定する認定事業者が所定の期間に設置した一定の雨水貯留浸透施設）について、固定資産税の課税標準の特例措置を講ずる。

(2) 『寝屋川市税条例の一部を改正する条例』（令和2年寝屋川市条例第26号）の一部改正〔第2条〕

『地方税法』の改正に伴い、同法の引用条項について整理を行う。

(3) 附則

ア 施行期日

公布の日。ただし、(1)①アは令和6年1月1日、(1)①イ及びウは令和4年1月1日、(1)②アは『特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律』（令和3年法律第31号）の施行の日から施行する。

イ 経過措置

個人の市民税に関する経過措置を定める。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市税条例等の一部改正

No.1

1 寝屋川市税条例〔第1条関係〕

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもの のうち、前年の合計所得金額が350,000円にその者の同一生 計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養 親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数 を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額(その者が同 一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 210,000円を加算した金額)以下であるものに対しては、均等 割を課さない。 (個人の均等割の税率の軽減)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(1) 均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親 族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。) 500 円 (2) (略) (寄附金税額控除) 第24条の2 (略) (1) (略) (2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1 号に規定する独立行政法人に対する寄附金(出資に関する</p> | <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもの のうち、前年の合計所得金額が350,000円にその者の同一生 計配偶者及び扶養親族 の<u>数に1を加えた数</u> を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額(その者が同 一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 210,000円を加算した金額)以下であるものに対しては、均等 割を課さない。 (個人の均等割の税率の軽減)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(1) 均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親 族 _____ 500 円 (2) (略) (寄附金税額控除) 第24条の2 (略) (1) (略) (2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1 号に規定する独立行政法人に対する寄附金(</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の 主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(3) 所得税法施行令第 217 条第 1 号の 2 に規定する地方独立 行政法人に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられる ことが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である 業務に関連するものに限る。</u>）</p> <p>(4) 所得税法施行令第 217 条第 2 号に規定する法人に対する 寄附金（法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるもの及び出 資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、 当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(5) 所得税法施行令第 217 条第 3 号に規定する公益社団法人 及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令 （平成 20 年政令第 155 号）附則第 13 条第 2 項の規定によ りなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施 行令第 217 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する民法法人 を含む。）に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられる ことが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である 業務に関連するものに限る。</u>）</p> <p>(6) 所得税法施行令第 217 条第 4 号に規定する学校法人に対 する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らか かなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連す るものに限る。</u>）</p> <p>(7) 所得税法施行令第 217 条第 5 号に規定する社会福祉法人 に対する寄附金（法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるも</p> | <p>当該法人の 主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(3) 所得税法施行令第 217 条第 1 号の 2 に規定する地方独立 行政法人に対する寄附金（<u>当該法人の主たる目的である 業務に関連するものに限る。</u>）</p> <p>(4) 所得税法施行令第 217 条第 2 号に規定する法人に対する 寄附金（法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるものを除く。 当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(5) 所得税法施行令第 217 条第 3 号に規定する公益社団法人 及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令 （平成 20 年政令第 155 号）附則第 13 条第 2 項の規定によ りなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施 行令第 217 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する民法法人 を含む。）に対する寄附金（<u>当該法人の主たる目的である 業務に関連するものに限る。</u>）</p> <p>(6) 所得税法施行令第 217 条第 4 号に規定する学校法人に対 する寄附金（<u>当該法人の主たる目的である業務に関連す るものに限る。</u>）</p> <p>(7) 所得税法施行令第 217 条第 5 号に規定する社会福祉法人 に対する寄附金（法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるも</p> |

改正案

現行

の及び出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(9) (略)

(10) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除く。)

2 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第30条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならぬ者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（年齢16歳未満の者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条におい

のを除く。)

当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(9) (略)

(10) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)

2 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第30条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならぬ者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条におい

改正案

現行

て「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならぬ。

2～5 (略)

附則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第6条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その前年の所得について第20条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する者には、当該金額に320,000円を加算した金額)以下である者に対しては、第14条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2・3 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第7条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第21条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第

て「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならぬ。

2～5 (略)

附則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第6条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その前年の所得について第20条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族

の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する者には、当該金額に320,000円を加算した金額)以下である者に対しては、第14条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2・3 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第7条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第21条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>2号を除く。)と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～23 (略)</p> <p>24 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>25 (略)</p> <p>26 (略)</p> | <p>2号を除く。)と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～23 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>24 (略)</p> <p>25 (略)</p> |

2 寝屋川市税条例の一部を改正する条例〔第2条関係〕

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(寝屋川市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 寝屋川市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第46条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は</p> | <p>(寝屋川市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 寝屋川市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第46条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>第68条の91第4項及び第10項を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第60項」に、「同条第42項」を「同条第60項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第</p> | <p>第68条の91第4項及び第10項を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第</p> |

改正案

現行

13項を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第69項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第47条第2項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の4第4項」に改める。

第49条第3項中「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項から第6項までを削る。

13項を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第47条第2項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に

改める。

第49条第4項から第6項までを削る。

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(中略)</p> <p>附則第4条第2項中「及び第4項」を削る。</p> <p>附則第5条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。</p> <p>(後略)</p> | <p>(中略)</p> <p>附則第4条第2項中「及び第4項」を削る。</p> <p>_____</p> <p>(後略)</p> |

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中寝屋川市税条例第24条の2第1項の改正規定及び同条例附則第7条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日
- (2) 第1条中寝屋川市税条例第15条第2項、第19条第1号及び第30条の3第1項の改正規定並びに同条例附則第6条第1項の改正規定並びに次条第1項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中寝屋川市税条例附則第14条の改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第

31号）の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の寝屋川市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第24条の2第1項の規定は、所得割の納税義務者が令和3年4月1日以後に支出した同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出した第1条の規定による改正前の寝屋川市税条例第24条の2第1項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

寝屋川市手数料条例の一部改正

1 改正理由

『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律』の改正により、「個人番号カードの発行に係る事務に関する手数料は、地方公共団体情報システム機構が徴収できる*」こととされたことに伴い、個人番号カードの再交付等に係る手数料を廃止するため、一部改正を行う。

* なお、当該法律の改正により、地方公共団体情報システム機構は、個人番号カードの発行に関する手数料の徴収の事務を、住所地市町村長に委託できるとされた。

2 改正内容

(1) 『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律』に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令』等の規定に基づく事務に係る手数料の徴収(第12条の4関係)

個人番号カードの再交付等に係る手数料について定める規定を削る。

(2) 附則

施行期日 令和3年9月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市手数料条例

No.1

| 改正案 | 現行 |
|-------------|---|
| <p>(削る)</p> | <p>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供等に関する省令等に基づく事務に係る手数料の徴収)</p> <p>第12条の4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下この条において「省令」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下この条において「政令」という。）の規定に基づく事務のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を、申請者から徴収する。</p> <p>(1) 省令第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付（個人番号カードの再交付を求めることがやむを得ないと市長が認める場合を除く。） 1枚につき800円</p> <p>(2) 政令第15条第2項から第4項までの規定により個人番号カードを返納した後における個人番号カードの交付（個人番号カードの交付を求めることがやむを得ないと市長が認める場合を除く。） 1枚につき800円</p> |

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

(議案第 43 号関係)

寝屋川市営住宅条例の一部改正

1 改正理由

市営住宅の管理に関する業務を指定管理者に行わせることとするため、一部改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 指定管理者による管理等(第56条関係及び第57条関係)

市営住宅(共同施設を含む。)の管理(維持及び補修など)に関する業務については、指定管理者により行わせることができる。

(2) 附則

ア 施行期日

令和4年4月1日。ただし、イ及びウは、公布の日から施行する。

イ 準備行為

指定管理者の指定その他の必要な行為については、施行期日前においても行うことができる。

ウ 『寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例』の一部改正

市長の附属機関として、「寝屋川市営住宅指定管理者選定委員会」を設置する。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市営住宅条例

No.1

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>目次</p> <p>第1章～第3章の2 (略)</p> <p>第4章 補則 (第52条—第59条)</p> <p>附則</p> <p>(設置)</p> <p>第3条 寝屋川市に市営住宅 (共同施設を含む。次項、第56条及び第57条において同じ。)を設置する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 前項に定める収入の申告は、法施行規則第7条に定める方法によるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第56条 市営住宅の管理に関する業務は、<u>地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項の規定により、指定管理者 (同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)により行わせることができる。</u></p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第57条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>市営住宅の維持及び補修に関する業務</u></p> | <p>目次</p> <p>第1章～第3章の2 (略)</p> <p>第4章 補則 (第52条—第57条)</p> <p>附則</p> <p>(設置)</p> <p>第3条 寝屋川市に市営住宅 (共同施設を含む。次項—において同じ。)を設置する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 前項に定める収入の申告は、<u>法施行規則第8条に定める方法によるものとする。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務 (罰則) 第58条 (略) (委任) 第59条 (略) 附則 (施行期日) 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第21条の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為) 2 指定管理者の指定その他の指定管理者による管理のために必要な行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。 (寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例の一部改正) 3 寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例例(平成29年寝屋川市条例第30号)の一部を次のように改正する。 別表市長の項に次のように加える。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 40px;"> 寝屋川市営住宅指定 管理者選定委員会 </div> | <p>(罰則) 第56条 (略) (委任) 第57条 (略)</p> |

寝屋川市立図書館条例の制定

1 制定理由

寝屋川市立中央図書館をアドバンスねやがわ一号館4階に設置するなど、図書館法に基づき、図書館を設置するため、制定する。

※ 当該中央図書館の新設に当たり、現行の条例を廃止し、新たな条例を制定する。

2 制定内容

(1) 名称及び位置(第2条関係)

名 称 寝屋川市立中央図書館

位 置 大阪府寝屋川市早子町23番1-401号

(2) 分館、分室等(第3条関係)

ア 従来の分館(寝屋川市立東図書館)及び分室(西北分室・南分室・東北分室・西南分室)の外、現在の臨時図書館を西分室として設置することとする。

イ 教育委員会は、移動図書館を設置することができることとする。

(3) 自転車駐車場(第4条関係)

ア 図書館の附属施設として、自転車駐車場を設置する。

イ 自転車駐車場を利用する者は、使用料を納付しなければならない。
使用料の額は、次のとおりとする。

(ア) 1時間(寝屋川市立中央図書館に来館する者にとっては、2時間)以内は、無料とする。

(イ) (ア)の時間を超える時間について、6時間までごとに200円として算出した額とする。

(4) 入館の拒否等(第5条関係)

教育委員会は、「他人に迷惑をかけ、又は他人に危害を及ぼすおそれがあると認めるとき」及び「図書館又は自転車駐車場の管理上又は公益上やむを得ない必要を生じたとき」は、図書館への入館を拒み若しくは図書館からの退館を命じ、又は自転車駐車場の利用を制限することができる。

(5) 損害賠償（第6条関係）

図書館資料を亡失し若しくは損傷し、又は図書館若しくは自転車駐車場の施設若しくは設備（物品を含む。）を損傷した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会は、やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(6) 委任（第7条関係）

教育委員会規則への委任について定める。

(7) 附則

ア 施行期日

教育委員会規則で定める日

イ 『寝屋川市立図書館条例』の廃止

現行の『寝屋川市立図書館条例』は、廃止する。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号